

## 千代田区意見公募手続要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、区の意見公募手続に関して必要な事項を定めることにより、区民等の区政への参画を促進するとともに、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって開かれた区政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見公募手続 第4条に定める事項について、当該計画等の案を公表し、区民等から広く意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する実施機関の考え方を公表するまでの一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (3) 区民等 次に掲げる者をいう。
  - ア 区内に住所を有する者
  - イ 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ウ 区内の事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 区内の学校に在学する者
  - オ その他計画等に利害関係を有する者

### (実施)

第3条 実施機関は、この要綱に定めるところにより、意見公募手続を実施するものとする。

2 意見公募手続は、区長が統轄する。

### (意見公募手続の対象)

第4条 意見公募手続は、次に掲げるものについて実施する。

- (1) 区の総合的な施策に関する計画の策定及び重要な改定
- (2) 各行政分野の基本的な事項を定める計画の策定及び重要な改定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

### (適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、意見公募手続を実施しないことができる。

- (1) 計画等の策定が迅速性又は緊急性を要する場合
- (2) 計画等の策定に当たり、実施機関に裁量の余地が小さいと認められる場合
- (3) 計画等の策定に当たり、意見提出の手続が法令により定められている場合

(計画等の案の公表)

第6条 実施機関は、第4条に規定する計画等の案を作成したときは、最終的な意思決定を行う前に次に掲げる情報を公表しなければならない。

- (1) 当該計画等の案及びその概要
  - (2) 当該計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
  - (3) 当該計画等の案に関連する資料
- 2 前項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、広報紙への掲載は、概要のみとすることを妨げない。
- (1) 区ホームページへの掲載
  - (2) 担当課窓口及び出張所窓口への備付け
  - (3) 区政情報コーナーへの備付け
  - (4) 広報紙への掲載
  - (5) その他実施機関が適当と認める方法
- 3 区長は、第1項の規定による公表を行っている計画等の案の一覧を作成し、区政情報コーナーに備え付けるとともに、区ホームページに掲載するものとする。

(意見の提出)

第7条 実施機関は、計画等の案に対する意見の提出期間、提出方法その他の意見の提出に係る必要な事項について、計画等の案を公表するときに明示するものとする。

- 2 計画等の案に対する意見の提出期間は、計画等の案を公表した日から起算して2週間以上とする。
- 3 意見を提出する者(以下「提出者」という。)は、意見を提出するときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
  - (1) 氏名又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 第2条第3号イに掲げる者 その者が有する事務所又は事業所の名称
  - (4) 第2条第3号ウに掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称
  - (5) 第2条第3号エに掲げる者 その者が在学する学校の名称
  - (6) 法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
  - (7) その他実施機関が必要と認める事項
- 4 意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 実施機関が指定する場所への持参
  - (2) 郵便
  - (3) 区ホームページからの入力
  - (4) 電子メール
  - (5) ファクシミリ
  - (6) その他実施機関が必要と認める方法

(意見の取扱い)

第8条 実施機関は、区民等から提出された意見について検討し、次に掲げる

事項を公表しなければならない。

- (1) 意見の概要
  - (2) 意見に対する実施機関の考え方
  - (3) 計画等の案を修正したときは、当該修正の内容
- 2 前項の規定による公表は、区ホームページと広報紙への掲載により行うものとする。ただし、広報紙への掲載は、概要のみとすることを妨げない。

(意見の取扱い及び個人情報の保護)

- 第9条 実施機関は、前条第1項の規定にかかわらず、提出された意見を公表することが、第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認めるときは、当該意見の全部又は一部を公表しないことができる。
- 2 第7条第3項の規定により提出者に明示させた氏名、住所その他の事項は原則として非公開とし、実施機関は、当該事項を千代田区個人情報保護条例（平成10年千代田区条例第43号）に基づき、適正に管理しなければならない。

(委任)

- 第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。